

スズメバチ被害抑制対策を紹介します

スズメバチは、4月ころから、越冬した女王バチが巣作りの準備を始めるといわれています。そこで、被害防止のために巣作りを事前に阻止する対策を紹介します。

(1) スズメバチトラップ

女王バチをとらえることで巣作りを阻止します。

【材 料】

ペットボトル(1.5ℓほどの大きさのもの)

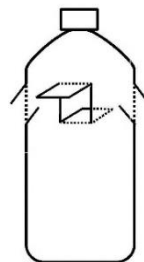
焼酎、オレンジジュース(砂糖水も可)、ひも、カッター

【作り方】

- ① ペットボトルの上部に 1.5cm 四方の穴を 3 か所あける。(H 型に切れ込みを入れ、上側を手前に、下側を奥に曲げると、スズメバチが脱出しにくくなります。)
- ② 焼酎とオレンジジュースを 1:1 で混ぜ、ペットボトルに 10cm ほどの高さまで入れる。
- ③ ペットボトルにひもを付け、1.5m から 2m ほどの高さの樹木で直射日光の当たらない場所に吊るす。

※設置後 2 週間またはペットボトルに虫がいっぱいになったら交換してください。

※人通りの多い所や 6 月以降は働きバチをおびきよせるので設置しないでください。



(2) フェイクネスト

他の巣があると勘違いさせて巣作りをあきらめさせます。

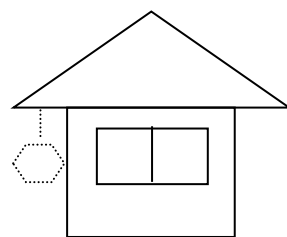
【材 料】

丈夫な茶色い袋(米袋など)、ひも、袋の中身(新聞紙、緩衝材など)

【作り方】

- ① 丈夫な茶色い袋に中身を詰め、直径 15cm 以上の丸型になるように袋を丸める。
- ② 袋の口や角をホッチキスなどで固定し、紐を通して、巣を作られたくない場所に設置する。

※設置後は、春先に 1 回、新しいものと交換してください。



照会先 環境課美化保全係 電話(85)9565

★この回覧「まちだより」と「広報はこね」は町のホームページにも掲載しています。
 ☆箱根町公式 LINE で発行をお知らせしています。友だちの追加で情報を受け取れます。
 ★「広報はこね」が届いていない方は、役場、出張所、出先機関などに置いてあります。

(発行/箱根町役場 〒250-0398 箱根町湯本 256 番地)

～ 裏 面 も ご 覧 く だ さ い ～



スズメバチの駆除費用を補助します

町内の敷地などに営巣したスズメバチの巣を駆除業者に依頼して駆除した方に、補助金を交付します。

【対 象】

- ・町税などの滞納のない方。
- ・町内の敷地・建物などにスズメバチが営巣した巣を駆除業者に依頼して駆除した個人の方（事業者の方は対象になりません。）

【対象費用】

駆除に要した費用（足場の設置など、駆除以外に要した費用は対象になりません。）

【補助額】

駆除に要した費用の 2 分の 1（限度額は 1 万円）

【申請方法】

駆除を行った後申請書に次の書類を添えて 1 か月以内に申請してください。

- ①補助対象経費の明細が記載された領収書
- ②駆除をした場所の位置図
- ③写真 3 枚
 - ・駆除を行う敷地や建物などの全体の写真
 - ・スズメバチの巣とわかる駆除前の写真
 - ・駆除前の写真と同じ位置から撮影した駆除後の写真

※申請書はインターネットからダウンロードできます



【期 限】

領収書が発行されてから 1 か月以内。

なお、予算に限りがありますので、事前に確認をお願いします。

照会先 環境課美化保全係 電話（85）9565

月 日	
サイン	

★ 読み終わったらすぐ次の方へ回覧しましょう。

回覧「まちだより」【令和 7 年 3 月 25 日発行】

「健康づくり推進委員」を追加募集します

町民の皆さんの健康づくりに協力する「健康づくり推進委員」を次のとおり募集します。

「健康づくり推進委員」は、町の保健事業への協力や地域の健康づくり事業を実践していただくボランティアです。

【応募資格】

湯本地域、温泉地域、仙石原地域、箱根地域に住所を有する方で、保健事業の推進に理解があり、役割の遂行に熱意のある方（年齢要件などの詳細については、問い合わせてください。）

※ 現在 23 人の委員が活動していますが、今回は、委員が不足している 4 地域からの委員の募集となります。

【活動内容】

- （１）町の保健事業（各種健康診査など）への協力
- （２）地域での健康づくりの実践
- （３）健康づくり研修会への参加

【任 期】

令和 7 年 6 月 1 日（日）～令和 8 年 5 月 31 日（日） 【1 年間】

【募集人数】

6 人（先着順）

【申込期間】

4 月 10 日（木）～4 月 25 日（金）

【申込方法】

電話で申し込んでください。

申込・照会先 保険健康課健康推進係（さくら館内） 電話（85）0800

イノシシやシカの捕獲状況について

現在、町全域でイノシシやシカによる被害が増えています。
神奈川県猟友会箱根支部と協力し、有害鳥獣として、わなと銃器による捕獲を実施しています。

捕獲地域は次のとおりです。

6 年度 2 月末現在地域別捕獲頭数

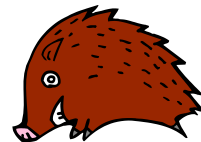
(単位：頭)

種別	地域					合計	備考
	湯本	温泉	宮城野	仙石原	箱根		
イノシシ	4	6	2	11	12	35	わな 34 銃器 1
ニホンジカ	14	7	25	58	74	178	わな 159 銃器 19

銃器の使用にあたっては、住民の皆さんや観光客・ハイカーに十分注意して実施するとともに、日時や場所などをあらかじめ防災行政無線や町ホームページ等によりお知らせしますので、協力をお願いします。

町ホームページはこちら

照会先 環境課美化保全係 電話 (85) 9565



鳥獣被害を減らすために

ごみ出しのマナーを守り、被害防止対策に努めましょう！

イノシシなどの野生動物は家庭などから出る生ごみや、庭などに生えているユリやタケノコなどのにおいにつられて人里に下りてきます。出没を減らすためには一人ひとりが生ごみを決められた時間に集積所に出すなどのごみ出しのマナーを守ることが必要です。

定期的な草刈りなど敷地の管理をしましょう！

管理されていない敷地や建物が鳥獣の棲み処になることがあります。

定期的な草刈りなど人の手を加えることで、エサとなるものを遠ざけ、隠れる場所をなくすことで、鳥獣にとって住みにくい、都合が悪い場所にすることが大事です。

庭で植物や作物を育てている場合には敷地全体を柵などで囲うといった対策をとる必要があります。全体を囲うことが難しい場合は、植物などを育てている場所のみを囲うことも検討しましょう。

なお、町では、所有する敷地などに有害鳥獣の被害の防止を目的として柵などを設置した方に補助金を交付しています。希望する方は問い合わせてください。

イノシシなどの被害にあわないために（町ホームページ）

照会先 環境課美化保全係 電話 (85) 9565



不用品交換情報

譲ります！
譲ってください！！

家庭で使わなくなった品物などを、ごみに出す前に「不用品交換情報」に登録しませんか。他に必要としている方に、有料または無料で譲ることができます。

また、同時に譲ってほしいものの情報登録も受け付けています。

12 つくる責任
つかう責任



譲ります

(3月5日現在)

番号	品名	規格	状態	価格
1398	五月人形	高さ50cm ケース入り	普通	無料
1400	冷蔵庫	高 167 cm×奥 63 cm×幅 54.5 cm 白色、230L、2ドア 購入から1年未満	良い	有料

譲ってください

番号	品名	規格	状態	価格
2144	猫用品 (猫ボランティアで使用)	ケージ、シート、 フード等	普通	無料
2146	麻雀牌 こたつ(麻雀用天板)	指定なし	普通	無料

※ 状態は新品・良い・普通・多少傷ありの4段階で表しています。

※ 掲載期間は登録日から6か月間です。

※ 本情報は、町内在住者、在勤者に有効となります。

※ 希望の品物が見つかったら、登録者の連絡先を知らせますので、環境課まで連絡してください。その後の引き取り方法などの交渉は当事者間で行ってください。

※ 問題が生じた場合は、当事者間の話し合いなどにより解決してください。

※ 品物の写真を下記アドレスまで送付していただいた場合、一緒に掲載します。より品物の状態がわかるのでおすすめです。

※ この情報はまちだより発行日と同日に町ホームページにも掲載しています。不用品交換が成立すると随時更新するので、ホームページも併せて確認してください。



申込・照会先 環境課環境政策係 電話(85)9565
e-mail:web_kankyoku@town.hakone.kanagawa.jp

